

【ベース】みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）

宮城県こども計画（仮称）中間案の枠組み（案）

I 「宮城県こども計画（仮称）（令和7年度～令和11年度）」の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置付け

- 【根拠法令】
- ・ **こども基本法**
 - ・ 次世代育成支援対策推進法
 - ・ 子ども・子育て支援法
 - ・ **子どもの貧困対策の推進に関する法律**
 - ・ **母子及び父子並びに寡婦福祉法**
 - ・ みやぎ子ども・子育て県民条例

「みやぎ子ども・若者育成支援計画」を位置付け

3 計画の期間

II 計画の基本理念等について

前文

基本理念

7つの視点

III 計画の推進体制等について

1 子ども・若者の社会参画・意見反映

2 子ども施策の共通の基盤となる取組

3 計画の推進体制及び進行管理

- 【体制】
- ・ 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部
- 【審議体】
- ・ 宮城県次世代育成支援対策地域協議会
 - ・ 宮城県子ども・子育て会議
- 【公表】
- ・ 毎年度

4 市町村等との連携・協働

IV 体系図

V 計画で推進する施策（後述）

VI 指標と数値目標

VII 資料編

- ・ 子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育の量の見込みと確保方策
- ・ 教育・保育等の従事者の確保及び質の向上
- ・ 計画策定に当たり実施した調査結果 等

計画で推進する主な事業

こども大綱

第1 はじめに

1 こども基本法の施行、こども大綱の策定

2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識

3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

第2 こども施策に関する基本的な方針

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

(略)

第4 こども施策を推進するために必要な事項

1 子ども・若者の社会参画・意見反映

- (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- (2) 地方公共団体等における取組促進
- (3) 社会参画や意見表明の機会の充実
- (4) 多様な声を施策に反映させる工夫
- (5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- (6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- (7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 子ども施策の共通の基盤となる取組

- (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
- (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- (1) 国における推進体制
- (2) 数値目標と指標の設定
- (3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- (4) 国際的な連携・協力
- (5) 安定的な財源の確保
- (6) こども基本法附則第2条に基づく検討

こども大綱第1の3
及び第2の内容を
勘案

こども大綱第4
の内容を勘案

こども大綱第3
の内容を勘案